

九州保健福祉大学大学院学則

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 九州保健福祉大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを趣旨とする。

(課程)

第 2 条 本大学院の課程は、博士課程とする。

第 2 章 組織、目的及び修業年限

(研究科・専攻及び収容定員)

第 3 条 本大学院には、次の研究科及び専攻をおき、収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
医療薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	4名	16名

(研究科・専攻の目的)

第 4 条 本大学院の研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	目的
医療薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	医薬品の品質、安全性、有効性を十分な科学的根拠に基づき、予測、評価、判断できる能力を有し、それらの能力を総合的に活用することで医療人として最善の職責を果たすことができ、臨床現場において指導的立場に立てる医療人の養成を目的とする。

(修業年限)

第 5 条 医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程の標準修業年限は 4 年とする。

(長期在学年限)

第 6 条 医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程における最長在学年限は 8 年とする。

第 3 章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第 7 条 学年・学期及び休業日は、九州保健福祉大学学則（以下「本学学則」という。）を準用する。

第 4 章 授業科目・研究指導及び課程の修了要件

(教育方法等)

第 8 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法によって教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第9条 本大学院において開設する授業科目及び単位数は別表Ⅰのとおりとする。

(授業科目の単位の基準)

第10条 授業科目の単位の基準については、本学学則を準用する。

(研究指導)

第11条 本大学院における研究指導の内容等については、別に定める。

(課程の修了要件)

第12条 医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第13条 本大学院において、教育上有益と認めるときは、大学院生(以下、学生という。)が本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により履修した単位数は、学長が研究科教授会の意見を聴き、15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとして認定する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 本大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が本学研究科に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した授業科目の単位を含む)を、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、学長が研究科教授会の意見を聴き、15単位を超えない範囲で認定し、前条第2項における他の大学院において修得した単位数と合わせて20単位(本大学院の科目等履修生として修得した単位15単位を含む)を超えないものとする。

(既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第14条の2 本大学院において、第13条、第14条の規定に基づき6単位以上を修得したものとみなす場合であって、当該課程の一部を履修したと認めるときは、学長が研究科教授会の意見を聴き、1年を超えない範囲で第5条に定める修業年限の一部として在学したものとみなすことができる。ただし、第14条の規定に基づき認定する単位については、第21条に規定する入学資格を有した後、修得した単位に限るものとする。

(授業科目の単位の認定等)

第15条 授業科目の単位の認定及び学業成績については、本学学則を準用する。

第5章 学位論文及び最終試験

(学位論文の審査等)

第16条 学位論文の審査については別に定める。

(最終試験)

第17条 最終試験は所定の単位を修得し、かつ、論文の審査に合格した者について行う。

第6章 学位の授与

(学位)

第18条 本大学院の課程を修了した者に次の学位を授与する。

医療薬学研究科 博士(医療薬学)

(学位の授与)

第 19 条 学位の授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。

第 7 章 入学資格等

(入学の時期)

第 20 条 入学は学年の始めとする。

(入学資格)

第 21 条 医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学選抜により選考された者とする。

- (1) 大学の薬学、医学（歯学を含む）、獣医学（修業年限が 6 年であるものに限る）を履修する課程を卒業した者
- (2) 大学の旧 4 年制薬学科を卒業し修士課程を修了した者あるいは旧 4 年制薬学科を卒業後 3 年以上経過し、修士課程修了と同等であると本学が認めた者
- (3) 外国において学校教育における 18 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 外国において学校教育における薬学を履修する課程を修了し、大学における所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、薬学、医学（歯学を含む）、獣医学（修業年限が 6 年であるものに限る）の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者。

(入学志願)

第 22 条 前条の規定により入学を志願する者は、所定の入学願書に必要書類及び入学検定料を添えて願出しなければならない。

2 入学願書の受付期間は、別に定める。

(入学選抜・入学手続)

第 23 条 入学志願者に対しての選抜方法および入学手続に関する事項については、別に定める。

第 8 章 入学検定料・入学金及び授業料

(入学検定料・入学金・授業料等の額)

第 24 条 入学検定料・入学金及び授業料等諸納付金は、別表Ⅱのとおりとする。

(授業料等の納付)

第 25 条 授業料等の諸納付金は所定の期日までに納入しなければならない。

2 所定の期日までに納入を怠っている者は、それを納入するまで授業を受講すること並びに附属図書館備えつけの図書の閲覧を禁止することがある。

(納付金の返還)

第 26 条 既納の入学検定料・入学金及び授業料等諸納付金は原則として返還しない。

第 9 章 管理運営組織

(大学協議会)

第 27 条 本学に大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(研究科教授会)

第 28 条 本大学院医療薬学研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

第 10 章 特待生・委託生・科目等履修生、外国人留学生 特別研究生・研究生

(特待生)

第 29 条 本大学院に入学した者で、入学試験並びに学部在学中の成績、人物等を総合的に考慮して優秀と判断された者を特待生とすることがある。

2 特待生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第 30 条 国内の大学・公共団体、またはその他の機関から第 21 条の規定によらないで本大学院の博士課程の修学を委託される者がある時は、正規の学生の修学に支障を来さない限り選考の上、委託生として入学を許可する。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第 31 条 本大学院の特定の科目について、履修を願い出た者がある時は、授業に支障を来さない限り選考の上、科目等履修生としてこれを許可する。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第 32 条 日本国以外に居住する外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(特別研究生)

第 33 条 本大学院に特別研究生を受け入れることができる。

2 特別研究生に関する規程は、別に定める。

第 11 章 通信制

(通信制)

第 34 条 本大学院に次の研究科をおく。

(通信制) 連合社会福祉学研究科

(通信制) 社会福祉学研究科

(通信制) 保健科学研究科

2 通信制に関する規程は、別に定める。

第 12 章 雑 則

(準用規程)

第 35 条 この大学院学則に定めるもののほか、学生に関する事項については、本学学則を準用する。

附則 この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 9 条、第 13 条、第 14 条については従前の規定による。

別表 I [授業科目及び、単位数]

本大学院において開設する授業科目及び、単位数は次のとおりとする。

医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程

科目区分	授業科目	年次	必修	選択
医療薬学専攻科目群	医療倫理学特論	1	2	
	医療薬学研究方法特論	1	2	
	医療薬学総合演習	3・4	2	
	(特別研究)	1～4	0	
品質	医療分子機能化学特論	1・2・3		2
	東洋医薬学特論	1・2・3		2
	臨床分析化学特論	1・2・3		2
	応用薬剤学特論	1・2・3		2
	医療薬学基礎演習 I	1・2・3	2	
安全性	免疫化学療法学特論	1・2・3		2
	薬品作用学特論 I	1・2・3		2
	薬品作用学特論 II	1・2・3		2
	医療公衆衛生薬学特論	1・2・3		2
	医療薬学基礎演習 II	2・3	2	
有効性	臨床薬学特論 I	1・2・3		2
	臨床薬学特論 II	1・2・3		2
	フィジカルアセスメント特論	1・2・3		2
	感染症治療薬学特論	1・2・3		2
	医療薬学基礎演習 III	2・3	2	

別表Ⅱ [納付金]

- 一 入学検定料 30,000 円
- 二 入 学 金 150,000 円
- 三 授業料、その他納付金

研究科名	授業料	合 計
医 療 薬 学 研 究 科	980,000 円	980,000 円

九州保健福祉大学学則（抜粋）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、国際化社会に向けて、介護・福祉・医療・薬学に関する理論及び社会の問題を教育研究し、応用能力を持つ人格を陶冶することを目的とする。

第2章 学年・学期及び休業日

（学 年）

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学 期）

第7条 1学年の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とし、1学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の学期の開始日及び終了日については、学長は臨時に変更することができる。

（休業日）

第8条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する祝日（祝日が前号と重複する場合はその翌日）のうち学長が定める日

三 創立者の日 4月30日

四 創立記念日 5月4日

五 夏期休業

六 冬期休業

七 学年末休業

2 前項五から七までの休業日については、学年のはじめまでに学長が定める。

3 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

第3章 授業科目及び単位数

（授業科目の単位の基準）

第13条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

（授業の方法）

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前2項に関する規程は別に定める。

第5章 授業科目の履修単位修得の認定及び卒業及び学位

（授業科目の履修及び単位の認定）

第32条 学生は、授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目を履修した者に対しては、試験又はその他の方法により、第36条に基づき学習の評価を行い、合格した者に当該科目の単位を認定する。

（学習の評価）

第36条 成績は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。これを公表する場合は、秀（S）・優（A）・良（B）・可（C）・不可（D）の評価をもってし、不可（D）は不合格とする。

第6章 表彰・懲戒及び除籍

（表彰）

第39条 学生が、他の模範となる行為をしたときは、学長が表彰する。

（懲戒）

第40条 学生が、本学の諸規則に違反し、学内外の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は次のとおりとする。

訓 告
停 学
退 学

- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。
- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業を怠り、卒業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなく出席常でない者
 - 四 学内外の秩序を乱し学生の本分に反した者
- 4 停学が引続き3月以上にわたるときは、その期間は修業年限に算入しない。

(除籍)

- 第41条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長が当該教授会の意見を聴き、除籍する。
- 一 第5条の在学期間修業してなお卒業の認められない者
 - 二 正当な理由なく授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り、再三の督促を受けてもなお納入しない者
 - 三 第27条に定める休学期間をこえてなお修学できない者
 - 四 長期間にわたり行方不明の者
 - 五 死亡した者
- 2 前項第五号については、当該学生の死亡した日をもって除籍とする。

第8章 保健及び厚生施設

(保健及び厚生施設)

第49条 本学に保健施設並びに厚生に関する諸施設を設ける。

(健康診断)

第50条 教職員及び学生の健康管理のため健康診断を行う。

第12章 教職員組織

(教職員組織)

第57条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な教職員を置く。

第13章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第58条 本学に、大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

第14章 通信教育部

(通信教育部)

第60条 本学に通信教育部を置く。

2 通信教育部に関する事項については、別に定める。

第15章 大学院

(大学院)

第61条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則については、別に定める。

第16章 附属施設

(附属図書館)

第62条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

(附属薬用植物園)

第63条 本学薬学部附属薬用植物園を置く。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

附 則 この学則は平成11年4月1日から施行する。

附 則 この学則は平成12年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第11条については従前の規定による。

附 則 この学則は平成12年7月1日から施行する。

附 則 この学則は平成13年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第12条、第37条については従前の規定による。

附 則 この学則は平成14年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第10条第2項並びに第11条第2項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成15年4月1日から施行する。

- ただし、この改正前に入学した学生は、第10条、第11条、第12条並びに第37条第1項については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成16年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第9条、第10条第1項、第11条第1項並びに第37条第1項及び第2項については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成17年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第9条、第12条、第37条第2項については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成18年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第4条、第5条、第9条、第10条第3項、第11条第3項、第28条、第37条第1項については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成19年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第9条、第10条第1項及び第2項、第11条第1項及び第2項、第12条、第20条第4項、第32条第3項、第37条については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成20年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第9条、第10条第1項、第11条第1項、第12条、第37条第1項及び第2項については従前の規定による。
なお、平成19年度に臨床福祉学科臨床福祉専攻及び動物療法専攻に入学した学生は、第11条第1項の別表Ⅱ- (1)については改正学則を適用する。
- 附 則 この改正学則は平成21年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第10条、第11条及び第37条については従前の規定による。
なお、平成20年度に動物生命薬科学科に入学した学生は、第10条第3項、第11条第3項及び第37条第4項については改正学則を適用する。
また、平成18年度、19年度、20年度に薬学科に入学した学生は、第10条第3項、第11条第3項及び第37条第1項については改正学則を適用する。
- 附 則 この改正学則は平成22年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第11条第1項及び第12条については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成23年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第11条第1項並びに3項、第36条、第42条、第45条については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成24年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第10条、第11条、第12条、第37条については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成25年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第11条については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成27年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第3条、第9条、第10条、第11条、第37条、第38条、第59条については従前の規定による。
なお、第3条の規定にかかわらず、臨床福祉学科の編入学定員は平成29年度から適用し、平成27年度から平成29年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収 容 定 員		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
社会福祉学部 臨床福祉学科	512名	432名	351名
保健科学部 臨床工学科	170名	180名	190名
薬学部 動物生命薬科学科	130名	140名	150名
生命医科学部 生命医科学科	60名	120名	180名

- 附 則 この改正学則は平成28年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第3条、第9条、第10条、第11条、第33条、第34条、第35条、第37条については従前の規定による。
なお、第3条の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収 容 定 員		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
社会福祉学部 子ども保育福祉学科	150名	100名	50名

- 附 則 この改正学則は平成29年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第12条については従前の規定による。
- 附 則 この改正学則は平成30年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第11条、第12条については従前の規定による。